

## 景観法

第68条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工地主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第63条第2項又は第66条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第63条第2項又は第66条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

## 景観法施行規則

第24条 法第68条第1項の表示は、別記様式第7により行うものとする。

様式第7（第24条関係）

35 cm以上		
25 cm 以上	景観法による認定済	
	認定年月日番号	年 月 日 第 号
	認定証交付者	
	建築等工事主氏名	
	設計者氏名	
	工事施工者氏名	
	工事現場管理者氏名	
	認定に係るその他の事項	